

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等について（概要）
（平成 29 年 12 月 27 日公布・平成 29 年環境省令第 29 号～32 号）

1. 改正の趣旨

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）が平成 29 年 5 月に公布され、改正法のうち、公布後 1 年以内の施行とされている部分については、土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 268 号）により、平成 30 年 4 月 1 日から施行（第一段階施行）することとされている。今般、改正法の第一段階施行に伴い必要となる省令事項等を定めるため、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）、汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号）及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年環境省令第 9 号）の省令について、所要の改正を行った。

2. 主な改正の内容

- (1) 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 29 号）
 - ・土地の所有者等の同意の方法を規定
 - ・指定が解除された要措置区域等の台帳の調製・保管の方法、帳簿記載事項添付図面等を規定
- (2) 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 30 号）
 - ・申請者、法定代理人及び使用人が欠格要件に該当しないことを確認するため申請書の記載内容や添付書類を追加
 - ・譲渡・譲受、合併・分割及び相続の承認申請の記載内容及び添付書類を追加
- (3) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 31 号）
 - ・技術管理者証の交付期間を試験について、合格した日から 1 年間としていたものを、合格した日から 3 年間に改正
- (4) 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 32 号）
 - ・管理票及び指定調査機関の帳簿について、電磁的記録により保存ができる旨改正

3. 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

「土壌汚染対策法施行規則等の一部改正について」に対する 意見募集（パブリックコメント）の結果について

I 概要

「土壌汚染対策法施行規則等の一部改正について」について、以下のとおり意見の募集を行いました。

- ・意見募集期間 : 平成 29 年 11 月 2 日（木）～平成 29 年 12 月 1 日（金）
- ・告知方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページに掲載、記者発表、資料の配布
- ・意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メールのいずれか

II 意見の提出状況

- ・意見提出者数 : 9 団体・個人

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	0
民間事業者	1
地方自治体	3
市民団体・その他の団体	0
個人	5
合計	9

*記載されていた所属を基に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

- ・意見ののべ総数 : 30 件

※ なお、本意見募集とは関係のない御意見（1 件）の提出がありました。

「土壤汚染対策法施行規則等の一部改正について」に対する
意見募集の実施結果

1 土壤汚染対策法施行規則の一部改正

(1) 土地の所有者等の同意の方法

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項の規定による土地所有者等の同意書に係る「届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面」とは土地の所在地（地番）に対応する土地所有者等が記載されたものか、現況地番図等の図面に土地所有者等を記載したものと解するのかわからないため、様式を定めていただきたい。</p>	1	<p>届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面については、土地所有者等が当該土地に係る土壤汚染状況調査結果を提出することについての同意が確認できるものであればよいものとし、様式を定めることは考えておりません。届出者の事務負担も考慮し、既存の書類（土壤汚染状況調査に係る請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等）でもよいものと考えます。</p>
<p>「届出に係る土地」とは、形質変更に係る土地のうち特定有害物質の使用履歴がある場所等の一部の土地を調査し、調査に係る全ての土地所有者等の同意書と調査結果を届出書とともに提出することはできないと解するのか。</p>	1	<p>「届出に係る土地」とは、特定有害物質の使用履歴の有無に関わらず、法第 4 条第 1 項の届出に基づき、土地の形質の変更の届出の対象となる土地を指します。</p>
<p>法第 4 条第 2 項の、同意については第 4 条第 1 項の届出（規定）における土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うもの、としている。 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「施行規則」という。）第 23 条第 2 項第 2 号のとおり、としていないのは同意の取り方を法第 4 条第 2 項の場合は変えるという解釈であるか。 予め調査を行う規定において非常に紛らわしい表現であり、同意を簡易に取れるようにしか見えないので見解を伺う。</p>	1	<p>法第 4 条第 1 項に係る規則第 23 条の同意書は「土地の形質変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施」に対する同意書であるのに対し、法第 4 条第 2 項に規定する同意は「当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について（中略）調査させて（中略）その結果を都道府県知事に提出」に対する同意であり、同意の内容が異なります。よって、新規に定めたところです。</p>

(2) 指定が解除された要措置区域等の台帳

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>台帳の閲覧の処理手続の簡素化、迅速化の観点から、台帳情報を電子化し、パソコン端末で検索、閲覧できるよう推進して欲しい。</p>	<p>1</p>	<p>台帳の閲覧の方法については、各都道府県等において判断されるべきものと考えます。環境省としては、台帳情報を電子化することは、土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を効率的に保存及び適切に提供する観点から重要と考えています。</p>
<p>指定解除区域に係る帳簿の様式を省令により定め、自治体の事務が滞ることのないよう、速やかに自治体あてに通知して欲しい。</p>	<p>1</p>	<p>指定解除要措置区域等に係る帳簿の調製の方法について、要措置区域等に係る帳簿に、解除台帳に係る残りの帳簿の記載事項を追加して調製することも可能である旨、水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行等について」（平成29年12月27日付け環水大土発第1712271号）において明らかにすることを想定しており、新たに解除台帳に係る様式を定めないこととしました。</p>
<p>区域指定を解除しても汚染の履歴が台帳に残るとなると、その土地の取引において不利な扱いになるおそれや法第14条に基づく申請が進まなくなる懸念があるので、指定解除後の台帳の閲覧には何らかの制限があった方がよいのではないかと。</p>	<p>1</p>	<p>「今後の土壌汚染対策の在り方について」（第一次答申）第2の2（1）②に示しているとおおり、区域指定が解除された土地について、措置済みの土地であることを明らかにし、土壌汚染状況の把握を行う際等に活用できるように、解除台帳の調製等により記録を残し、閲覧に供すべきと考えます。</p>
<p>法の施行前に解除された要措置区域等について、解除台帳が作成されるか否かについて附則等で明らかにしていただきたい。</p>	<p>1</p>	<p>平成30年4月1日より前に消除された指定台帳の情報についても、法第61条第1項に基づき、保管し、必要に応じて提供することが望ましい旨、水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行等について」（平成29年12月27日付け環水大土発第1712271号）において明らかにすることを想定しています。</p>

<p>規則案③の「それぞれ区別して保管しなければならない」との規定では一部解除された要措置区域等について、残った要措置区域等と解除された要措置区域等を別の台帳として調製する必要が出てくるため、台帳の管理が煩雑になる一方、わかりやすくなるわけでもないと考えられる。</p>	<p>1</p>	<p>帳簿及び図面であって、要措置区域、形質変更時要届出区域、指定解除要措置区域、又は指定解除形質変更時要届出区域に関するものは、区域の指定及び解除に係る情報が混同することがないように、それぞれ区別して保管する必要があると考えます。</p> <p>なお、ここにいう「区別して保管」とは、閲覧の際に情報として区別できる状態を指し、それぞれの帳簿及び図面を区別できる形で保管する必要がありますが、帳簿及び図面をもって調製されるそれぞれの台帳を区別して別冊で保管することまでを求めるものではありません。</p>
<p>「指定解除要措置区域等に関する施行規則第 58 条第 5 項第 1 号から第 12 号」は「指定解除要措置区域等に関する施行規則第 58 条第 4 項第 1 号から第 12 号」ではないか。</p>	<p>1</p>	<p>御指摘のとおり、パブリックコメント別添「土壤汚染対策法施行規則等の一部改正について」Ⅱ. 1. (2) ④ア「指定解除要措置区域等に関する施行規則第 58 条第 5 項第 1 号から第 12 号までの事項」が指す内容は、現行の施行規則第 58 条第 4 項第 1 号から第 12 号までの事項です。</p>

2 汚染土壌処理業に関する省令の一部改正

(1) 汚染土壌処理業の許可の申請

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>申請者が法第 22 条第 3 項第 2 号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類の様式を定めて欲しい。</p>	<p>1</p>	<p>現在、法第 22 条第 3 項第 2 号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書類の様式を定めておらず、各自治体で運用されているので、今般、新たに様式を定める必要はないと考えます。</p>
<p>申請者が法第 22 条第 3 項第 2 号ニに規定する未成年者である場合や土壤汚染対策法施行令第 6 条に規定する使用人が</p>	<p>1</p>	<p>住民票の写しは、申請書等の本人確認を行うために添付することとしています。本籍地に係る申請書への記載の</p>

ある場合の住民票添付の目的を教えてください。また、本籍地とマイナンバーの記載の可否とその理由を明示して欲しい。		可否については、本籍地の記載のある住民票の写しを添付することとし、マイナンバーについては、記載の必要はないと考えます。
---------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------------

(2) 汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請

意見の概要	件数	意見に対する考え方
法第 27 条の 3 第 1 項の承認の申請において、合併後の役員が決まっていない場合の申請書、誓約書の記載及び役員の住民票の添付はどのようにすればよいか。役員が決まるまで申請できないと考えてよいか。	1	法人の合併又は分割の承認の申請を行う法人が許可要件に該当しているか確認するため、役員となる者が確定してから法人の合併又は分割の申請をする必要があります。

(3) 汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請

意見の概要	件数	意見に対する考え方
相続の承認について、被相続人死亡の日から都道府県知事の承認の日まで相続人は営業ができないと考えてよいか。	1	御意見のとおりです。

(4) 汚染土壌処理業許可申請書等の様式

意見の概要	件数	意見に対する考え方
様式第九について、譲渡・譲受、合併・分割の日までに都道府県知事から承認を受けることが通常であるため、「譲渡・譲受、合併・分割の日」の記載欄を設けてはどうか。	1	都道府県知事が譲渡・譲受、合併・分割の承認をした日を「変更の内容」の欄に記載するよう土壌環境課長通知「土壌汚染対策法の改正等を踏まえた汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成 29 年 12 月 27 日付け環水大土発第 1712272 号）で周知する予定です。
合併・分割承認申請書（様式第七）の申請人欄は連名となっているが、申請者は合併においては合併前の法人を連名で	1	合併においては、合併前の会社を連名で記載することとなり、分割においては、株式会社等がその事業に関して

記載し、分割においては分割前の法人のみ（連名とならない）を記載すると解してよいか。		有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させる場合（吸収分割）等において、吸収分割承継会社等を連名で記載することとなります。
汚染土壌処理業 譲渡及び譲受 承認申請書（様式第六）、合併・分割承認申請書（様式第七）、相続承認申請書（様式第八）の申請者欄に「印」が必要ではないか。	1	御意見のとおり汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請書（様式第六）、合併・分割承認申請書（様式第七）、相続承認申請書（様式第八）の申請者欄に「印」を記載します。

（５）汚染土壌処理業に係る許可の申請、譲渡及び譲受、法人の合併又は分割の申請、相続の承認の申請等に関する全般

意見の概要	件数	意見に対する考え方
譲渡・譲受、合併・分割、相続の承認後の許可の有効期限は、従前の許可の有効期限を引き継ぐのか、又は承認日から5年間となるのか。	1	汚染土壌処理業の譲渡・譲受、合併・分割、相続の承認後の許可の有効期限は、従前の許可の有効期限を引き継ぎます。
譲渡・譲受、合併・分割を申請し、都道府県知事が承認する前に民事契約上の譲渡・譲受、合併・分割の日を迎えた場合は、都道府県知事の承認の日までは事実上その施設での営業ができないと考えてよいか。	1	都道府県知事が譲渡・譲受、合併・分割の承認をする日までは、譲渡・譲受、合併・分割を申請した者（元の許可取得者を除く。）は汚染土壌処理業を行うことができません。
譲渡・譲受、合併・分割の承認申請において民事契約上（＝申請書に記載）の譲渡・譲受、合併・分割の日の前に都道府県知事の承認があった場合は、申請書に記載の譲渡・譲受、合併・分割の日までは元の許可取得者が営業でき、申請書に記載の譲渡・譲受、合併・分割の日以後は承認された者が営業できると解してよいか。	1	元の許可取得者は、都道府県知事が譲渡・譲受、合併・分割の承認をする日までは汚染土壌処理業を行うことができます。譲渡・譲受、合併・分割により事業を承継する者は、都道府県知事が譲渡・譲受、合併・分割の承認をする日までは汚染土壌処理業を行うことはできません。
更新許可又は変更許可申請し、審査中に（許可・不許可が決定していない段階で）さらに譲渡・譲受、合併・分割、相続の承認申請を行うことは法的に可能	1	譲渡・譲受、合併・分割、相続が確定してから変更許可申請等を行うか、変更許可申請の手続が完了してから譲渡及び譲受承認申請等を行うことが望

<p>か。</p> <p>申請可能である場合、変更許可においては変更許可前、変更許可後のいずれの施設を引き継ぐこととなるのか。</p>		<p>ましいと考えます。</p>
<p>法第 16 条の汚染土壌搬出届を行っている場合において、届出後に届出書に記載の汚染土壌処理業者の譲渡・譲受、合併・分割、相続があった場合には、再度搬出の 14 日前までの届出が必要となるのか。</p>	<p>1</p>	<p>法第 16 条第 2 項の規定に基づいて、届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の 14 日前に都道府県知事に届出の提出が必要です。</p>
<p>譲渡・譲受、合併・分割、相続の申請に係る手数料は必要か。また、手数料が必要な場合は、どの程度となるか。手数料については、自治体間で大きく異なることのないよう環境省において調整又は目安の提示をしていただきたい。</p>	<p>1</p>	<p>手数料の徴収は、地方自治法に基づき行われるものであるため、手数料の徴収の要否やその額については、自治体が判断すべきものと考えます。</p>
<p>悪用防止のため承認申請においては承認後に従前の許可証を返納させることを規定すべきではないか。</p>	<p>1</p>	<p>許可の更新や施設の変更許可を行う場合と同様に、都道府県知事の承認により新たな許可証を受ける場合に従前の許可証を返納させることを土壌環境課長通知「土壌汚染対策法の改正等を踏まえた汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成 29 年 12 月 27 日付け環水大土発第 1712272 号）でお示ししたいと考えております。</p>
<p>汚染土壌処理業の相続とは、法人の場合には汚染土壌処理業の代表権を持つ代表取締役、理事長等が死亡した場合と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>1</p>	<p>汚染土壌処理業の相続は、個人で経営している汚染土壌処理業者が死亡し、汚染土壌処理業の相続が発生した場合の手続です。</p>
<p>汚染土壌処理業者の代表者の任期満了や退職による交代については、法第 23 条第 3 項の規定による「汚染土壌処理業に係る変更届出書（様式第三）」の届出になり、代表者が死亡し相続が発生した場合には、法第 27 条の 4 第 1 項の規定による「相続承認申請書（様式第八）」での届出になると解釈してよろしいでしょ</p>	<p>1</p>	<p>法人の場合で汚染土壌処理業の代表権を持つ代表取締役、理事長等が死亡した場合は、汚染土壌処理業に係る変更届出の手続が必要です。汚染土壌処理業の相続は、個人で経営している汚染土壌処理業者が死亡し、汚染土壌処理業の相続が発生した場合の手続です。</p>

うか。		
平成 22 年時点で譲渡等を行う場合は、新規許可が必要と整理されているにも関わらず、承認手続が設けられた理由を教えてください。	1	汚染土壌処理業の許可の譲受け、合併、分割、相続、暴力団排除について法令に位置付けるべきではないかとの指摘があったため、譲渡等の承認手続を規定したものです。
譲渡等承認手続の新設について、汚染土壌処理業者や行政から要望があったのか教えてください。	1	自治体等から、譲渡等承認手続について法令に位置付けるべきではないかとの指摘がありました。
汚染土壌処理施設の譲渡等を行った場合には、譲渡等承認手続と新規許可が選択可能と理解してよいか教えてください。	1	汚染土壌処理施設の譲渡等を行おうとする場合には、譲渡等承認手続と新規許可が選択可能です。

(6) その他運用に係る内容

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>第 3 条に係る調査報告に対しては、是正命令の規定（同条第 4 項）があるにも関わらず、改正法第 4 条第 2 項に基づき、届出に併せて提出される土壌汚染状況調査報告については、報告内容の是正命令などの規定がない。</p> <p>また、法第 4 条第 3 項に規定する調査命令も適用されないため、虚偽の報告や調査実施内容に不足があった場合の対応が懸念されるが、国は、どのような対応をすべきと考えているのか。</p>	1	<p>法第 4 条第 2 項に基づき、法第 3 条第 1 項の環境省令で定める方法による土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合、同条第 3 項の土壌汚染状況調査の結果の報告の命令の対象とはなりません。ただし、虚偽の報告や調査実施内容に不足があった場合は、法第 3 条第 1 項に定める方法で調査が実施されたとはいえ、法第 4 条第 2 項に基づく提出がされていないものと考えられます。この場合において、施行規則第 26 条で定める基準に該当する場合は、法第 4 条第 3 項に基づく調査結果の報告を命ずることができるものと考えます。</p>